

要望事項 (優先順位 1)

東一条通における交通ルールの指導強化及び規制速度表示と横断歩道表示の設置

要 旨

- ① 東一条通（東大路通～鞠小路）の自転車通行禁止歩道上で、かなりのスピードでの自転車通行や逆走行為が目立って多くなっています。この区間は歩道幅も1.9メートルと狭く、歩行者、とりわけ高齢者、幼児・児童の通行も多く危険です。注意喚起や細やかな指導をお願いいたします。
- ② 東一条通（吉田神社参道前～川端通）は、自動車、バス（京大病院巡回バス）、自転車の交通量が近年大幅に増加しています。付近には小学校、児童館、保育園、郵便局、スーパーが近接し路上不法駐車も多いため、走行車に気づくのが遅くなりヒヤリとすることが増えています。また、野川通も同様に路上駐車が増えています。駐車車両の間から手押し車の高齢者や幼児、歩行者の飛び出しにも危険を感じます。路上駐車の違反車両に対する指導、取締りの強化をお願いいたします。
- ③ 吉田神社参道道から今出川通に抜ける本町通は、細い道路でありながらも見通しもよく直線距離が長いため、スピードを出す車が多く危険を感じます。途中にはちびっこ広場があり、幼児・子どもの飛び出し等の危険もあるため、速度を抑制する必要があります。本町通南端に速度規制板が1枚ありますが見にくいいため、ちびっこ広場前にも速度規制板の設置を速やかにお願いいたします。
- ④ 一条通野川交差に南北する横断歩道表示の設置要望については、設置は難しい旨の回答をいただいておりますが、毎年のように地域からの要望としてあり、歩行者等の安全確保のため設置が望まれます。第四錦林小学校前の横断歩道は、登校時や放課後の帰宅時には欠かせないものの、それ以外は多用されないこともあわせ、再検討をお願いいたします。

**回 答
(建設局)**

- ① 自転車利用時のルール・マナーにつきましては、内容を分かりやすく紹介した冊子の配布や世代に応じた自転車安全教室の開催等を通じて、継続的に周知啓発を行ってまいります。

(川端警察署)

- ① 東一条通（東大路～鞠小路間）は、御指摘のとおり、原則、自転車の歩道通行はできません。
また、鞠小路以西には、車道に普通自転車専用帯が設けられていることから、同通行帯の正しい利用方法と併せて、「自転車は車両である。」という基本的な交通ルールの周知徹底を街頭啓発活動や電柱幕等を活用して推進していきます。

② 東一条通における路上駐車については、交通指導取締りと併せ、付近の商業施設に対して路上駐車禁止の広報啓発活動を実施しており、今後も取組を継続することとします。

また、野川通を始めとする周辺地域における違法駐車についても取締り等を推進していきます。

③ 申出の箇所の最高速度30km/hの速度規制標識の増設に向け、警察本部担当部署と協議していきます。

④ 御要望の交差点から、東方約50mの地点に設置の押しボタン式信号機を御利用してください。

なお、要望を不採択する理由は以下のとおりです。

既存の押しボタン式信号機から、約50mという近接した間隔で横断歩道を設置した場合、同所を通行する車両が複数の横断歩道の手前で停止・発進を繰り返すこととなり、円滑な交通の確保に支障を来すことが懸念されるためです。

当署では引き続き、東一条通の安全と円滑のため、歩行者・ドライバー両者の視点から総合的に対策を推進していきます。

地図

